

# 15 事故災害関係



15—1

## 松山空港緊急時対応計画

改正記録表

番号	改正年月日	文書番号	改正内容
0	2023/12/13	松総第166号	<ul style="list-style-type: none"><li>・緊急事態毎に対応を第1編から第10編として構成する全面改正。</li><li>・松山空港緊急計画（平成7年3月14日）は廃止とする。</li></ul>

令和5年12月13日

松山空港緊急時対応計画検討委員会

（国土交通省大阪航空局松山空港事務所）

## 総則

## 【総則】

背景	1
目的	1
構成	1
1. 用語の定義	2
2. 緊急事態発生時における現地対策本部長	3
3. 現地合同対策本部及び現場合同指揮所	3
4. 緊急時対応計画検討委員会	3
5. 関係機関の役割	4
6. 緊急連絡体制図及び通報事項	5
7. 消防・医療、警察機関等との緊急相互援助協定	5
8. グリッドマップ	5
9. 消防用資機材及び救急医療資器材の整備	6
10. 定期的な訓練の実施	6
11. 自衛隊への災害派遣要請	6

## 資料

## 【緊急事態の各編】

第1編 航空機事故（空港内）	
第2編 航空機事故（空港周辺）	
第3編 乱気流等によるインシデント	
第4編 航空機の爆破等	
第5編 航空機の強取	
第6編 ターミナルビル等の火災	
第7編 危険物の漏洩等	
第8編 感染症、集団食中毒等医療上の緊急事態	
第9編 法令に違反する無人航空機の飛行	
第10編 自然災害	

## 背景

「松山空港緊急時対応計画」（以下「緊急計画」という。）は、航空法第47条の2及び空港機能管理規程（セイフティ編）策定基準（令和2年8月7日改正国空安全第125号）に基づくとともに国際民間航空条約第14附属書に準拠し、松山空港及びその周辺での発生が予想される航空機事故、自然災害等（以下「緊急事態」という。）に備え、関係機関が実施し得る諸活動について協議の上、その活動内容・手順、関係機関間の分担・体制等をとりまとめ策定するものである。

なお、この緊急計画は、航空保安対策に関し、「国家民間航空保安プログラム」、「空港機能管理規程（セキュリティ編）」及び「同ガイドライン」と整合をとり策定している。

## 目的

この緊急計画は、大阪航空局松山空港事務所（以下「空港事務所」という。）が、緊急事態発生時において、関係機関との緊密な連携により、迅速かつ適切な人命救助を第一として行うとともに、緊急事態がもたらす影響を最小限にし航空機運航の維持等空港の機能をできるだけ限り確保することを目的とする。

## 構成

この緊急計画は、以下の緊急事態ごとに策定し、構成する。

第1編 航空機事故（空港内）	
第2編 航空機事故（空港周辺）	
第3編 乱気流等によるインシデント	
第4編 航空機の爆破等	
第5編 航空機の強取	
第6編 ターミナルビル等の火災	
第7編 危険物の漏洩等	
第8編 感染症、集団食中毒等医療上の緊急事態	
第9編 法令に違反する無人航空機の飛行	
第10編 自然災害	

## 1. 用語の定義

この緊急計画において使用する用語は、次のとおり定義する。

- (1) 「空港内」とは、航空法第55条の2項及び第56条の2第2項において準用する同法第40条の規定により告示された松山空港の範囲をいう。
- (2) 「空港周辺」とは、上記(1)の松山空港の範囲を除く松山空港の標点から概ね半径9キロメートルの円内の範囲をいう。
- (3) 「制限区域」とは、空港管理規則第5条の規定により大阪航空局松山空港事務所長(以下「空港長」という。)が標示する区域をいう。
- (4) 「グリッドマップ」とは、空港内及び空港周辺の地理状況を格子状に区分した地図をいう。(資料1)
- (5) 「緊急ゲート」とは、緊急事態が発生した際に関係機関が制限区域内へ立ち入るため、空港長があらかじめ指定する出入口をいう。
- (6) 「C I Q機関」とは神戸税関松山税関支署、高松出入国在留管理局松山出張所、広島検疫所松山出張所の3機関をいう。
- (7) 「空港消防」とは、空港内における迅速な消火救難活動を実施するために、空港事務所職員等において編成されている組織をいう。
- (8) 「消火救難活動」とは、航空機の事故現場における人命救助を目的とする消火及び救難活動をいう。
- (9) 「松山空港消火救難隊(以下「消火救難隊」という。))とは、松山空港における航空機事故及び火災その他災害に際し、空港事務所職員及び松山空港に事務所を有する団体(以下、「協力団体」という。))の職員をもって編成する隊をいう。(資料2)
- (10) 「現場合同指揮所」とは、空港事務所が関係機関との現場活動の総合調整及び情報の共有化を図るために、空港内に設置するものをいう。
- (11) 「現場指揮所(前線指揮)」とは、松山市西消防署が消火救難活動を実施する消防機関の活動を統括するため、事故現場における消防機関の指揮の拠点として設置するものをいう。
- (12) 「救急搬送指揮所」とは、救護所内負傷者等の病態把握を行い、後方医療機関等への搬送順位及び搬送方法等の調整を行うため、第一救護所付近に設置し、各救護所が見渡せる位置に設置するものをいう。
- (13) 「医療調整者」とは、事故現場の医療救護活動の管理を行う医師をいう。
- (14) 「医療救護活動地区」とは、事故現場における医療救護活動を主に実施する集結地区、トリアージ地区、救護所地区及び無傷者地区の総体をいう。
- (15) 「トリアージ」とは、多数の負傷者を重傷度と緊急性によって分別し、治療の優先度を決定することをいう。

## 2. 緊急事態発生時における現地対策本部長

- (1) 緊急事態発生時又は発生するおそれがある場合には、「松山空港事務所対策本部マニュアル」に基づき、現地対策本部長は、松山空港事務所長(以下「空港長」という。)とする。なお、空港長が不在の場合は次の者を代行者とする。

- ① 総務課長
- ② 先任航空管制運航情報官
- ③ 先任航空管制技術官
- ④ 先任航空管制官

- (2) 空港長は、緊急事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、空港事務所庁舎2階危機管理室に現地対策本部を設置するものとする。
- (3) 空港事務所は、現地対策本部の設置及び行動を迅速かつ適切に実施するために、活動内容及び通信手段をあらかじめ定めておく。

- (4) 現地対策本部は、関係機関で構成される現地合同対策本部(空港内)又は現地連絡調整所(空港周辺)等が設置された場合は、当該現地合同対策本部等と連携して活動する。

## 3. 現地合同対策本部及び現場合同指揮所

- (1) 現地合同対策本部の設置
  - ① 空港事務所は、緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じて、空港長を本部長とする関係機関で構成される現地合同対策本部を空港事務所2階危機管理室に設置し処理体制の確立を図る。  
なお、空港長が不在の場合は2.(1)のとおりとする。
  - ② 空港事務所は、現地合同対策本部の設置及び行動を迅速かつ適切に実施するために、活動内容及び通信手段をあらかじめ定めておくものとする。

## (2) 現場合同指揮所

空港事務所は、事故現場及び救護地区における消火救難及び救急医療活動等を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて、事故現場、救護地区等の全体の状況が把握できる場所へ現場合同指揮所を設置し、標識旗等で標示するものとする。

## 4. 緊急時対応計画検討委員会

- (1) 緊急計画の策定及び策定後の有効性を確保するため、関係者からなる「松山空港緊急時対応計画検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

する。ただし、「松山空港保安委員会」において対応すべきものについては、同委員会による。(資料3)

(2) 委員長は、空港長とし、委員会は、委員会規約別表1に掲げる者(以下「委員」という。)をもって構成する。

(3) 委員会の開催にあたっては、緊急事態の編ごとに関係機関の委員を招集することができる。

#### (4) 検討事項

委員会において検討する事項は、次のとおりとする。

- ① 緊急計画の策定
- ② 緊急計画の見直し
- ③ 訓練実施のための調整
- ④ 訓練実施後の評価
- ⑤ その他

(5) 緊急計画は、随時必要に応じ、改善・見直し等を行う。

なお、緊急事態の各編における別紙、別添等の軽微な変更については、委員会を開催しなくともできるものとし、変更後、関係機関に配布するものとする。

#### 5. 関係機関の役割

(1) この緊急計画における以下関係機関の役割は、緊急事態の種類ごとに定める各編によるものとする。

- ① 空港の設置管理者が講ずべき措置
- ② 国の行政機関が講ずべき措置
- ③ 地方自治体が講ずべき措置
- ④ 海上保安機関が講ずべき措置
- ⑤ 警察機関が講ずべき措置
- ⑥ 消防機関が講ずべき措置
- ⑦ 医療機関が講ずべき措置
- ⑧ 通信事業者が講ずべき措置
- ⑨ 航空気象観測事業者が講ずべき措置
- ⑩ 航空会社が講ずべき措置
- ⑪ 空港関連事業者が講ずべき措置
- ⑫ その他すべての機関が講ずべき措置

#### (2) 関係機関の一覧

「委員会規約(別紙2)」のとおり

#### 6. 緊急連絡系統図及び通報事項

空港事務所は、緊急事態が発生した場合の連絡通報を迅速かつ確実に行うため、緊急連絡系統図(フローチャート方式)を作成し、関係機関へ配布し共有する。

(1) 緊急連絡系統図には、通報先機関名・連絡先を明記し、必要に応じ昼・夜・休日別とするなど、確実に連絡がとれる連絡先を明記する。(資料4)

(2) 関係機関は、連絡先に変更があった場合は、速やかに委員会事務局(空港事務所総務課)へ連絡する。

(3) 委員会事務局(空港事務所総務課)は、関係機関から連絡先の変更に係る連絡を受けた場合は、速やかに緊急連絡系統図を変更し、関係機関へ配布し共有する。

(4) 各関係機関は、緊急連絡系統図の連絡先のうち主要なものについては「災害時優先電話」とするなど、災害時にも速やかな連絡が確実に可能な体制の構築を図る。

(5) 通報事項は、緊急事態ごとに各編による。

#### 7. 消防・医療・警察機関等との緊急相互援助協定

空港事務所は、緊急事態が発生した場合に、関係機関が連携を図り、活動を迅速かつ円滑に実施するため、関係機関と協定等を締結する。現状、締結している協定は資料5のとおり。

#### 8. グリッドマップ

空港事務所は、緊急事態が発生した場合に備え、事故発生場所、病院等を迅速に把握し、消火救難、救急医療活動等が迅速かつ適切に実施されるよう、空港内及び空港周辺の地理状況を格子状に区分した地図(以下「グリッドマップ」という。)を作成し、関係機関へ配布し共有する。

- (1) 松山空港グリッドマップ  
滑走路、誘導路、エプロン、空港消防所、ターミナルビル、ゲート(空港制限区域内への緊急ゲート含む)、消防水利、貯水槽、待機地点、合流地点(緊急用ゲート)等を表示したもの。

- じ、愛媛県と協議する。(資料8)
- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
  - (2) 派遣を必要とする期間
  - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (4) その他参考となるべき事項

(2) 松山空港周辺グリッドマップ  
 空港の標点から概ね半径9kmの範囲にある、幹線道路、河川、鉄道、病院、保健所、学校、消防署、警察署、県・市庁舎、その他の公的機関等の主要施設等を表示したもの。

9. 消防用資機材及び救急医療資器材の整備

(1) 消防用資機材の一覧は、資料6のとおり。  
 救急医療用資機材の一覧は、資料7のとおり。

(2) 点検記録簿の作成  
 定期的に資機材の点検を行い、その記録簿を作成する。

(3) 資機材の整備、更新計画  
 空港事務所は、消防用資機材、救急医療資機材等については、実施、訓練、経年劣化等による消耗、有効期限切れ等を見込み都度整備し、「空港等における消火救難体制の整備基準」(国空管第84号平成17年9月7日制定)に基づき、必要量を常時確保する。

10. 定期的な訓練の実施

空港事務所及び関係機関は、緊急時に適切に対応できるよう、策定した緊急計画の実効性を確保するため、訓練を定期的に行う。訓練を通じて必要と判断される場合は、随時、緊急計画の改善・見直し等を行う。  
 訓練頻度は以下を標準とする。

- (1) 総合訓練(2年を超えない間隔で実施)  
 全関係機関の連携によって有効かつ円滑な現場訓練を、2年を超えない間隔で総合的に実施し、慣熟することを目的とする。
- (2) 部分訓練(必要に応じて。総合訓練で発見された不具合箇所の改善)  
 総合訓練で発見された不具合箇所の改善を図る目的として実施する他、一部の訓練項目に特化した訓練を実施する。
- (3) 図上訓練(年2回：シミュレーション・いずれかの緊急事案を対象)

11. 自衛隊への災害派遣要請

空港長は、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき、次の事項を明らかにし、自衛隊へ災害派遣を要請する。また、空港周辺でおきた緊急事態に係る災害派遣要請については、必要に応

## 15-2 米海兵隊航空基地周辺地域航空事故連絡協議会規約・要綱

(中国四国防衛局)

### 米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会規約

制定 昭和54年4月24日  
改正 平成元年2月13日  
平成3年2月6日  
平成19年2月1日  
平成20年2月15日  
平成24年11月13日

(目的)

第1条 この協議会は、米海兵隊岩国航空基地の周辺地域においてアメリカ合衆国軍隊（以下「米軍」という。）又は海上自衛隊（以下「自衛隊」という。）又は民間の航空機にかかる航空事故及び航空事故に伴う災害（以下「航空事故」という。）が発生した場合の関係機関相互間の連絡調整体制を整備し、総合的な応急対策の実施について連絡協議することを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

(構成)

第3条 協議会は、別表の関係機関をもって構成するものとする。

(機能)

第4条 協議会は、航空事故等が発生した場合において必要な応急対策を迅速、かつ、的確に実施するため、別に定める緊急措置要綱により円滑な運営を図るものとする。

(会議の開催)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、定例会議と臨時会議とし、中国四国防衛局が招集する。

2 定例会議は、原則として年1回（10月）開催するものとし、臨時会議は関係機関の要請があった場合又はその必要がある場合に開催することができる。

(会議の運営及び決定事項)

第6条 会議の運営は、中国四国防衛局が関係機関と調整の上、会議に必要な諸事項を定めて行うものとし、会議の決定事項は協定の締結又は会議録をもって確認するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の機関に限って適用される協定等の締結については、当該関係機関の協議により定めるものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、中国四国防衛局企画部業務課が行う。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会で定めるものとする。

附 則  
この規約は、平成 元年2月13日から施行する。

附 則  
この規約は、平成 3年2月6日から施行する。

附 則  
この規約は、平成19年2月1日から施行する。

附 則  
この規約は、平成20年2月15日から施行する。

附 則  
この規約は、平成24年11月13日から施行する。

## 米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会・関係一覧表

(広島県)

番号	機関名	〒	所在地	電話番号
1	中国管区警察局災害対策官	730-0012	広島市中区上八丁堀 6-30	082-228-6411 (内 5860)
2	広島県危機管理課	730-8511	広島市中区基町 10-52	082-513-2786
3	広島県警察本部警備課	730-0011	広島市中区基町 9-42	082-228-0110 (内 5710)
4	大竹市総務課	739-0692	大竹市小方 1-11-1	0827-59-2120
5	大竹警察署警備課	739-0613	大竹市本町 1-8-10	0827-53-0110 (内 460)
6	大竹市消防本部	739-0605	大竹市立戸 1-2-10	0827-53-7708
7	大竹市消防署	〃	大竹市立戸 1-2-10	0827-54-0119
8	第六管区海上保安本部救難課	734-8560	広島市南区宇品海岸 3-10-17 広島港湾合同庁舎	082-251-5115 (内 3250)
9	広島海上保安部警備救難課	〃	広島市南区宇品海岸 3-10-17 広島港湾合同庁舎	082-253-3111 (内 3750)
10	中国四国防衛局業務課	730-0012	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	082-223-7142

(山口県)

番号	機関名	〒	所在地	電話番号
11	山口県防災危機管理課 岩国基地対策室交通政策課	753-8501	山口市滝町 1-1	083-933-2370 083-933-2349 083-933-2522
12	山口県警察本部警備課	753-8504	山口市滝町 1-1	083-933-0110 (内 5710)
13	岩国市危機管理課 基地対策課	740-8585	岩国市今津町 1-14-51	0827-29-5119 0827-29-5024
14	和木町企画総務課	740-0061	和木町和木 1-1-1	0827-52-2136
15	岩国警察署警備課	740-0018	岩国市麻里布町 6-15-20	0827-24-0110 (内 460)
16	岩国地区消防組合警防課	740-0017	岩国市今津町 6-2-24	0827-22-1321
17	岩国地区消防組合中央消防署	〃	岩国市今津町 6-2-24	0827-22-0119
18	岩国地区消防組合西消防署	741-0061	岩国市錦見 1-4-28	0827-22-0119
19	岩国海上保安署	740-0002	岩国市新港町 3-9-57	0827-21-6118
20	柳井海上保安署	742-0021	柳井市大字柳井字岸の下 134-126	0820-23-2250
21	柳井市危機管理室	742-8714	柳井市南町 1-10-2	0820-22-2111 (内 430)
22	柳井警察署警備課	742-0031	柳井市南町 2-4-18	0820-23-0110 (内 460)

23	柳井地区広域消防組合 警防救急課	742-0031	柳井市南町 5-4-1	0820-23-7773
24	柳井地区広域消防組合 柳井消防署	742-0031	柳井市南町 5-4-1	0820-22-0040
25	周防大島町総務課	742-2192	周防大島町大字小松 126-2	0820-74-1000
26	米海兵隊岩国航空基地報道部	740-0025	岩国市三角町 2 丁目	0827-79-5551
27	大阪航空局岩国空港事務所	740-0024	岩国市旭町 3 - 1 5 - 2	0827-24-8221
28	海上自衛隊第 3 1 航空群	740-0025	岩国市三角町 2 丁目	0827-22-3181 (内 6213)
29	岩国防衛事務所	740-0027	岩国市中津町 2-15-7	0827-21-6195

(愛媛県)

番号	機関名	〒	所在地	電話番号
30	愛媛県防災危機管理課	790-8570	松山市一番町 4-4-2	089-912-2319
31	愛媛県警察本部地域課	790-8573	松山市南堀端町 2-2	089-934-0110 (内 3560)

(香川県)

番号	機関名	〒	所在地	電話番号
32	高松防衛事務所	760-0068	高松市松島町 1-17-33	087-831-6336

# 米海兵隊岩国航空基地周辺地域 航空事故に関する緊急措置要綱

制定	昭和54年	4月24日
改正	平成元年	2月13日
	平成3年	2月6日
	平成19年	2月1日
	平成20年	2月15日
	平成24年	1月13日
	平成31年	4月26日

米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会は、協議会規約第4条の規定に基づき、緊急措置要綱を次のとおり定める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、米軍、自衛隊又は民間の航空機にかかる航空事故が発生した場合の関係機関の緊急連絡通報及び人命の救助、消火活動、現場管理の応急措置活動について必要な事項を定めるものとする。

(情報収集の協力)

第2条 関係機関は、航空事故の発生に際し、迅速、かつ、的確な情報の収集及び伝達を行うため、平素から相互に緊密な連携を保持するものとする。

(連絡責任者及び補助者の指定)

第3条 関係機関は、緊急時における相互間の緊密、かつ、適切な連絡調整を図るため、あらかじめ勤務時間内及び夜間、休日等の勤務時間外の連絡責任者及び補助者(以下「連絡責任者等」という。)を指定しておくものとする。

2 前項の連絡責任者等の指定を行った場合又は変更を生じた場合は、速やかに中国四国防衛局(企画部業務課)に通知するものとし、中国四国防衛局はその旨を関係機関に通知するものとする。

3 連絡責任者等職名指定名簿は、別表1によるものとする。

(事故発生時の緊急通報)

第4条 米軍、自衛隊又は大阪航空局岩国空港事務所の連絡責任者等は、航空事故の発生を知ったときは相互間に通報後、直ちに岩国防衛事務所に通報するとともに事故発生地の警察、消防又は海上保安部等の関係機関に通報するものとする。

2 事故発生地の警察、消防又は海上保安部等の関係機関の連絡責任者等は、航空事故の発生を知ったときは、直ちに岩国防衛事務所、自衛隊及び大阪航空局岩国空港事務所に通報するものとする。

3 航空事故の発生時における通報の細部は、別表2-1、2-2「緊急連絡通報系統図(第1報)」によるものとする。

(緊急連絡通報の内容)

第5条 前条の規定による緊急通報は、次の各号に掲げる事項について、判明の都度行うものとする。

ただし、前条第1項の米軍又は自衛隊が通報を行う場合、次の(7)の事項についてはこの限りではない。

- (1) 事故の種類(墜落、不時着、器物・危険物の落下又は投棄)
- (2) 事故発生の日時、場所
- (3) 事故機の種別、乗員数及び危険物積載の有無
- (4) 事故現場の状況
- (5) 搭載燃料の概算量
- (6) 救助及び消火活動を阻害し得る危険な搭載物又は兵器の量及び種類に関する

情報

- (7) 死亡者及び負傷者の人数、住所、氏名、性別、年齢、職業、国籍及び傷害の程度、収容先並びに財産被害の状況
- (8) 必要に応じ、救助・復旧活動を行うために不可欠なその他の緊急情報
- (9) その他必要事項

2 緊急連絡通報は、別表3に掲げる記録事項にしたがって行うものとする。

(現場連絡所の設置等)

第6条 中国四国防衛局、自衛隊又は大阪航空局岩国空港事務所は、航空事故により住民に被害が生じた場合には、関係機関との有機的な連絡調整を図り被害者の救護等に万全を期するため、必要に応じて、現地に現場連絡所を設置するものとする。

2 前項の現場連絡所を設置する場合、関係の県、市、町又は海上保安部等の関係機関は、現場連絡所の設置に必要な建物等施設の確保又は提供に協力するものとする。

3 関係機関は、中国四国防衛局、自衛隊又は大阪航空局岩国空港事務所から所要の措置について要請があったときは、これに協力するものとする。

(関係機関の任務分担)

第7条 航空事故が発生した場合の関係機関の主な任務分担は、別表4から6に掲げるとおりとする。

(米軍の援助協力)

第8条 米軍は、航空事故が発生した場合の所要措置について関係機関から援助の要請があったときは、速やかに協力するものとする。

(自衛隊又は米軍の消防隊が派遣された場合の消防活動等)

第9条 自衛隊又は米軍の消防隊が災害現場に派遣された場合の消防活動等については、次によるものとする。

(1) 自衛隊及び消防又は海上保安部等の関係機関は、緊密な連携のもとに迅速、かつ、効率的な消防活動等を実施するものとする。この場合、消防又は海上保安部等の関係機関の長は、自衛隊の派遣部隊の長と作業内容、担当部署等について調整するものとする。

(2) 自衛隊の派遣部隊の長は、災害現場に到着したときは、消防又は海上保安部等の関係機関の長に対し、装備の種類、数量、人員等について通報するとともに、支援活動が完了した場合においてもその状況を通報するものとする。

2 米軍消防隊の消防活動等については、米軍と消防機関との間で消防に関する相互援助協定等が締結されている場合のほかは、前項に準じて活動するものとする。

(警察又は海上保安部等の関係機関の協力)

第10条 警察又は海上保安部等の関係機関は、米軍の航空機による航空事故の被害調査のため、中国四国防衛局が現場の立入りを必要とする場合においては、捜査上支障とならない範囲で協力するものとする。

(細目事項の規定)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な細目については、協議会において別に定めるものとする。

附 則

この緊急措置要綱は、平成元年2月13日から施行する。

附 則

この緊急措置要綱は、平成3年2月6日から施行する。

附 則

この緊急措置要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この緊急措置要綱は、平成20年2月15日から施行する。

附 則

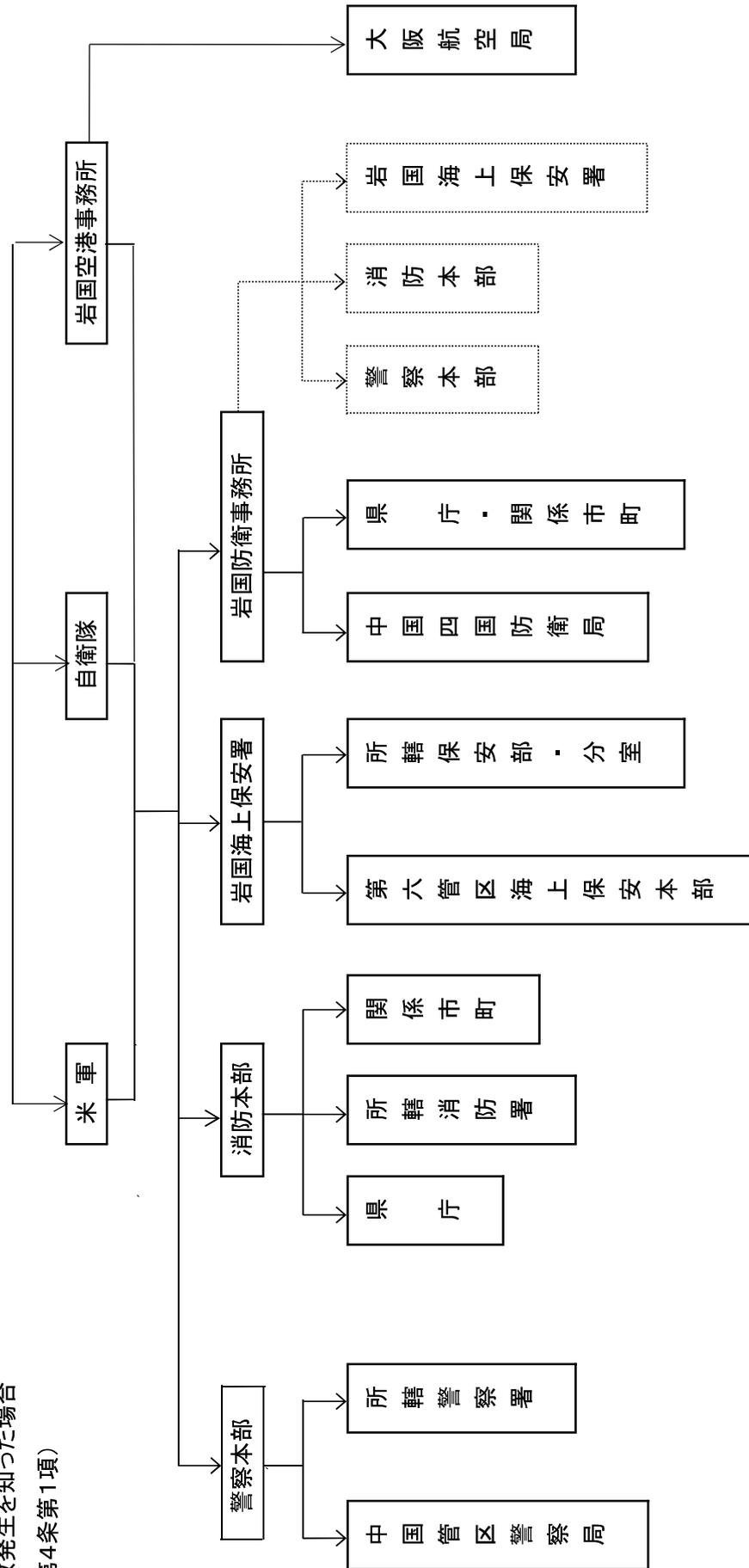
この緊急措置要綱は、平成24年11月13日から施行する。

附 則

この緊急措置要綱は、平成31年5月1日から施行する。

緊急連絡通報系統図 (第1報)

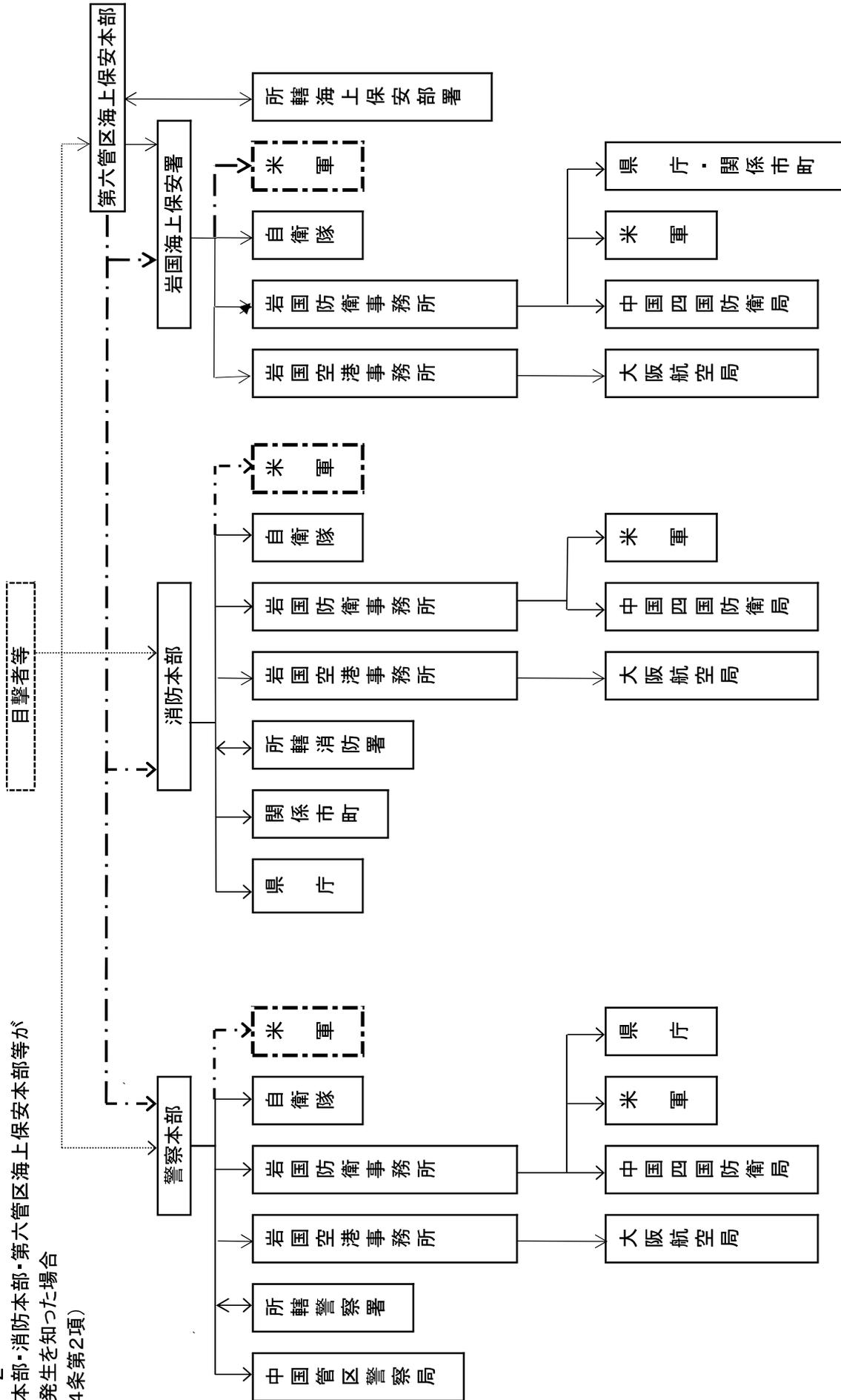
米軍・自衛隊・大阪航空局岩国空港事務所  
が事故発生を知った場合  
(第4条第1項)



(注) ..... 米軍からの情報伝達を確認するための通報経路

# 緊急連絡通報系統図 (第1報)

別表2-2  
警察本部・消防本部・第六管区海上保安本部等が  
事故発生を知った場合  
(第4条第2項)



(注) - - - - - 必要に応じ通報する通報経路

## 航空機事故発生通報記録表

機関名：

(整理番号 No. )

発信年月日及び時刻： 令和 年 月 日 ( 時 分)

受信年月日及び時刻： 令和 年 月 日 ( 時 分)

発信者官職氏名：

受信者官職氏名：

(1) 事故の種類 (墜落、不時着、器物・危険物の落下、投棄)

(2) 事故発生の日時： 年 月 日 ( 時 分)  
" 場所：( )

(3) 事故機の種別、乗員数及び危険物積載の有無  
米軍機 ( ) 乗員数 ( )  
自衛隊機 ( ) 搭載燃料の概算量 ( )  
民間機 ( )  
救助及び消火活動を阻害し得る危険な搭載物又は兵器の量及び種類  
種類 ( ), 数量 ( )

(4) 事故現場の状況： 陸上 (市街地、住宅密集地、山林、田、畑、河川、その他)  
海上 (漁船、客船、フェリー、タンカー、貨物船、その他)

(5) 死亡者及び負傷者の人数、住所、氏名、性別、年齢、職業、国籍、傷害の程度並びに収容先

(6) 財産被害者の人数、住所、氏名、性別、年齢、職業、国籍及び被害の状況

(7) 必要に応じ、救助・復旧活動を行うために不可欠なその他の緊急情報

(8) その他必要な事項

米軍航空事故にかかわる関係機関の任務分担表

事項内容	内 容	機 関	県	市 町	消 防	警 察	海 保	航 空 局	防 衛 局	米 軍	自 衛 隊	適 用
人身被害	被災死亡者の処置	(1) 住民等 (他地域者を含む)		◎	○	◎			○	○	○	
		(2) 乗員等 (事故機又は船舶の場合を含む)		○	○	◎	◎		○	◎	○	
	負傷者の救急活動	(1) 住民等 (上記(1) に同じ)		○	◎	◎			○	○	○	
		(2) 乗員等 (上記(2) に同じ)		○	◎	◎	◎			○	◎	
		(3) 救急病院の引受け確認		○	◎					○		
財産被害	消 防 活 動	(4) より適切な病院への転院		○	○				◎			
		(5) 負傷者の応急手当		◎	○	◎						
	消 防 活 動	(1) 陸上			◎						○	
		(2) 海上		○	○	◎	◎					
		(1) 陸上		○	◎	○						
現場対策	消 防 活 動	(2) 海上					◎					
		(1) 現場保存				◎	◎			◎		
	警 備 活 動	(2) 立入制限				◎	◎				◎	
		(3) 財産保護、警備		○		◎	◎	◎				
		(4) 現場交通規制及び交通整理					◎	◎				
救護対策	財産被害者の救援及び協力	(5) 残置財産保全		○		○	○		◎			
		(1) 仮住居の斡旋、提供		○					◎			
		(2) 生活必需品の支給							◎	○		

- 注： 1 ◎印は、主務機関を示す。  
 2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。  
 3 県は、当該県内の市町が処理する上記措置に関する業務の実施を助ける。

自衛隊航空事故にかかると関係機関の任務分担表

事項内容	内容	機 関	県	市 町	消 防	警 察	海 保	航 空 局	防 衛 局	米 軍	自 衛 隊	適 用	
人身被害	被災死亡者の処置	(1) 住民等 (他地域者を含む) (2) 乗員等 (事故機又は船舶の場合を含む)		◎	○ ◎	◎				○	○		
	負傷者の救急活動	(1) 住民等 (上記(1) に同じ) (2) 乗員等 (上記(2) に同じ) (3) 救急病院の引受け確認 (4) より適切な病院への転院 (5) 負傷者の応急手当		○ ◎	◎ ◎	◎ ◎				○	◎		
財産被害	消 防 活 動	(1) 陸上 (2) 海上		○	◎		◎			○	○		
	消 防 活 動 の 統 制	(1) 陸上 (2) 海上		○	◎	○							
現場対策	警 備 活 動	(1) 現場保存				◎	◎				○		
		(2) 立入制限				◎	◎				○		
		(3) 財産保護、警備		○			◎	◎				○	
		(4) 現場交通規制及び交通整理					◎	◎					
		(5) 残置財産保全			○			○				◎	
救護対策	財産被害者の救援及び協力	(1) 仮住居の斡旋、提供		○							◎		
		(2) 生活必需品の支給										◎	

- 注： 1 ◎印は、主務機関を示す。  
 2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。  
 3 県は、当該県内の市町が処理する上記措置に関する業務の実施を助ける。

民間航空事故にかかわる関係機関の任務分担表

事項内容	内容	機 関	県	市 町	消 防	警 察	海 保	航 空 局	防 衛 局	米 軍	自 衛 隊	適 用
人身被害	被災死亡者の処置	(1) 住民等 (他地域者を含む)		◎	○	◎		○		○	○	
		(2) 乗員等 (事故機又は船舶の場合を含む)		○	○	◎	◎	◎		○	○	
人身被害	負傷者の救急活動	(1) 住民等 (上記(1)に同じ)		○	◎	◎		○		○	○	
		(2) 乗員等 (上記(2)に同じ)		○	◎	◎	◎	◎		○	○	
		(3) 救急病院の引受け確認		○	◎			○				
		(4) より適切な病院への転院										
		(5) 負傷者の応急手当			◎	○		◎	◎			
財産被害	消 防 活 動	(1) 陸上			◎					◎	○	
		(2) 海上		○	○		◎					
財産被害	消 防 活 動 の 統 制	(1) 陸上		○	◎	○						
		(2) 海上					◎					
現場対策	警 備 活 動	(1) 現場保存				◎	◎	○				
		(2) 立入制限					◎	○				
		(3) 財産保護、警備		○			◎	◎	○			
		(4) 現場交通規制及び交通整理					◎	◎				
		(5) 残置財産保全			○			○	◎			
救護対策	財産被害者の救援及び協力	(1) 仮住居の斡旋、提供		○								◎
		(2) 生活必需品の支給										

注：1 ◎印は、主務機関を示す。

2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。

3 県は、当該県内の市町が処理する上記措置に関する業務の実施を助ける。

### 1 5 - 3 東予地区排出油等防除協議会則（防災危機管理課）

#### （目的）

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）第43条の6第1項の協議会として、東予地区（今治海上保安部管轄区域内海域及びその隣接海域）において、大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生した場合の油の防除活動についてあらかじめ必要な事項を協議し、事故発生時において、それぞれの立場で相互に連携し、その連携を推進すること及び広域防除活動の連携を推進する機関としての役割を果たすことを目的とする。

#### （会の名称）

第2条 会の名称を「東予地区排出油等防除協議会」（以下「地区協議会」という。）

#### （地区協議会の業務）

第3条 地区協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等防除マニュアルの作成
- イ 情報の共有
- ロ 人員、施設、器材の動員、輸送
- ハ 出動船舶相互間の通信連絡
- ニ その他必要事項
- (2) 排出油等防除に必要な施設、器材の整備推進
- (3) 排出油等防除に関する研修及び訓練
- (4) 排出油等防除活動の連携の推進
- (5) 排出油等の処理剤の使用に関する事項
- (6) その他排出油等の防除に必要な事項

#### （組織）

- 第4条 地区協議会は、会長及び会員をもって組織する。
- 2 会長は、今治海上保安部長をもってあてゐる。
- 3 会長は、会務を統理する。
- 4 会員は、今治海上保安部管轄区域内において排出油等の防除に関係ある別表に掲げる機関の長又は、その指名する職員をもってあてゐる。
- 5 地区協議会に、排出油等の防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会をおくことができる。
- 6 技術専門委員会の委員は、会員の推薦するものうちから会議の同意を得て会長が委嘱する。

#### （会議）

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議として会長が招集する。

- 2 定例会議は、原則として年1回開催する。

- 3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

#### （資料の提出）

第6条 会員は、排出油等の防除に必要な次の資料を年1回（3月末日現在）会長に提出するものとする。

なお、防除能力に大幅の変更があった場合は、その都度会長に通報するものとする。

- (1) 施設、器材の整備、保有状況
- (2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）
- (3) その他必要事項

- 2 会長は、前項の資料をとりまとめるうえで、各会員に提供するものとする。

#### （情報提供）

第7条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

#### （総合調整本部の設置及び活動の調整）

第8条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会長は直ちに総合調整本部を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。

- 2 防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣するものとする。

#### （排出油等防除活動の実施）

第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

- 2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法41条の2の規程による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

- 3 会員である民間防炎機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

- 4 各会員の防除活動は、それぞれの機関の固有の指揮系統のもと実施するものとする。

#### （排出油等防除計画に係る意見の提出）

第10条 地区協議会は、海防法第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、東予地区（今治海上保安部管轄区域内海域およびその隣接海域）に係る同法第43条の5第1項に基づく排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べらるものとする。

(訓練)

第11条 排出油等事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年1回以上訓練(図上演習を含む)を行うものとする。

(求償事務)

第12条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

(災害補償)

第13条 防除活動を実施した者が、そのために死亡し、負傷し、もしくは、病気になるか、又は廃失となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか当該被災した職員が所属する機関がたるものとする。

(経費)

第14条 この会の運営に必要な経費は、会員が協議のうえ徴収するものとする。

(協議)

第15条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

(庶務)

第16条 地区協議会の庶務は、今治海上保安部警備救難課において行う。

付則

この会則は、昭和50年1月29日から施行する。

平成8年9月25日改正

(協議会名、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく協議会とするため等の改正)

平成10年6月13日改正

(第7条、出勤要請の改正)

平成19年6月19日改正

(排出油等の防除に関する協議会の設置及び運営についての改正)

#### 15-4 松山地区排出油等防除協議会則（防災危機管理課）

（目的）

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第1項の協議会として、松山地区（松山海上保安部担任水域）及び備後灘・伊予灘海域（今治・呉及び尾道海上保安部の担任水域の水域をいう。以下同じ。）並びにその周辺海域において大量の油若しくは有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生した場合の防除活動に ついて必要な事項を協議し、かつ、その連携を推進すること及び広域防除体制の連携を推進する機関として役割を果たすことを目的とする。

（会の名称）

第2条 会の名称を「松山地区排出油等防除協議会」（以下「地区協議会」という。）とす。

（地区協議会の業務）

第3条 地区協議会は次の業務を行う。

(1) 排出油等の防除計画の策定

イ 情報の共有

ロ 人員、施設、機材の動員、輸送

ハ 出動船艇相互間の通信連絡

ニ その他必要な事項

(2) 排出油等の防除に必要な施設、機材の整備の推進

(3) 排出油等の防除に関する研修又は訓練

(4) 排出油等の防除活動の連携の推進

(5) 排出油等の処理剤の使用に関する事項

(6) その他排出油等の防除に必要な事項

（排出油等防除計画に係る意見の提出）

第4条 地区協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、第1条の松山地区に係る同法第43条の5第1項の排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるとする。

（組織）

第5条 地区協議会は、会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、松山海上保安部長をもってあてる。

3 会長は、会務を統理する。

4 会員は、松山海上保安部管轄区域内において排出油等の防除に係る別表に掲げる機関の長又は、その指名する職員をもってあてる。

5 地区協議会に、排出油等の防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。

1 技術専門委員会の委員は、会員の推せんする者のうちから会議の同意を得て会長が委嘱

する。

（会議）

第6条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

2 定例会議は、年1回開催する。

3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

（資料の交換）

第7条 会員は、排出油等の防除に必要な次の資料を年1回（3月末日）会長に提出するものとする。

会長は、これをとりとめ、会員に周知する。

なお、防除能力に大幅の変更があった場合は、そのつど会長に通報するものとする。

- ・ 施設、機材の整備、保有状況
- ・ 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）
- ・ その他必要な事項

（情報提供）

第8条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会長は会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

（排出油等の防除活動の実施）

第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資器材メーカー、漁業団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

4 各会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもと実施するものとする。

（総合調整本部の設置及び活動の調整）

第10条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会長は直ちに地区協議会の総合調整本部を設け情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。

なお、連合会の総合調整本部が設置された場合は、地区協議会の総合調整本部は設置しないものとし、会員は連合会会長の活動の調整を受けるものとする。

2 第8条の防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を地区協議会又は連合会の総合調整本部に派遣するものとする。

(訓 練)

第 11 条 排出油等の事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年 1 回以上訓練(図上演習を含む。)を行うものとする。

(求償事務)

第 12 条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

(災害補償)

第 13 条 防除活動を実施した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは病にかかり、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

(経 費)

第 14 条 この会の運営に必要な経費は、会員が協議のうえ徴収するものとする。

(会計年度)

第 15 条 地区協議会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。

(監 事)

第 16 条 地区協議会に監事 2 人を置くものとする。

2 監事は会員の互選により選出する。

3 監事の任期は 2 年とし再選を妨げない。

(協 議)

第 17 条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

(事務局)

第 18 条 地区協議会の事務局は、松山海上保安部警備救難課に置く。

附 則

この会則は、昭和 4 9 年 6 月 2 5 日から施行する。

昭和 5 3 年 6 月 3 0 日一部改正

附 則 (平成 7 年 1 1 月 7 日一部改正)

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成 7 年法律第 90 号)が施行する日(平成 8 年 1 月 1 7 日)から施行する。

附 則

この会則は、平成 8 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 1 0 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成 18 年 6 月 14 日法律第 68 号)が施行する日(平成 19 年 4 月 1 日)から施行する。

附 則

1 この会則は、平成 19 年 6 月 20 日から施行する。

2 第 14 条の経費は、一口 3,000 円とする。

附 則

1 この会則は、平成 26 年 8 月 28 日から施行する。

2 第 14 条の経費は、一口 2,000 円とする。

## 1 5 - 5 宇和海地区大量排出油等防除協議会則（防災危機管理課）

### （目 的）

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）第43条の6（排出油の防除に関する協議会）の規定に基づき、宇和海海上保安部管轄区域内海域及びその隣接海域（以下「宇和海地区」という。）において、大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）排出事故が発生した場合の防除活動について、あらかじめ必要な事項を協議し、事故発生時において、それぞれの立場で相互に連携を推進すること及び広域防除活動の実施を推進する機関としての役割を果たすことを目的とする。

### （会の名称）

第2条 会の名称を「宇和海地区大量排出油等防除協議会」（以下「地区協議会」という。）とする。

### （地区協議会の業務）

第3条 地区協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等防除マニュアルの作成
- イ 情報の共有
- ロ 人員、施設、機材の動員、輸送
- ハ 出動船艇相互間の通信連絡
- ニ その他必要な事項
- (2) 排出油等防除に必要な施設、機材の整備の推進
- (3) 排出油等防除に関する研修又は訓練
- (4) 排出油等防除活動の連携の推進
- (5) 排出油等処理剤の使用に関する事項
- (6) その他排出油等防除に必要な事項

### （組 織）

第4条 地区協議会は、会員（会長1名、幹事若干名、会計監事1名を含む。）をもって組織する。

- 2 会長は、宇和海地区における、排出油等防除に関係ある機関とする。
- 3 会長は、宇和海海上保安部長をもって当てる。
- 4 会長は、会務を統理する。
- 5 幹事及び会計監事は、会員の互選により選出し、任期は2年とし再選を妨げない。
- 6 幹事は、会長を補佐する。また、会計監事は、地区協議会の会計を監査する。
- 7 排出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、地区協議会に技術専門委員会を置くことができる。
- 8 技術専門委員会の委員は、会長の推薦するものうちから定例会議又は臨時会議において協議し決定する。

### （会 議）

- 第5条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。
- 2 定例会議は、年1回開催する。
- 3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。
- 4 会長及び幹事をもって構成する役員会は、必要がある場合に開催する。

### （資料の交換）

第6条 会員は、排出油等防除に必要な次の資料を年1回（3月末日現在）会長に提出する。

なお、防除施設、機材に大きな変更があった場合は、その都度会長に通報する。

- (1) 施設、機材の整備及び保有状況
  - (2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）
  - (3) その他必要な事項
- 2 会長は、前項の資料を取りまとめたうえで、広域防除活動に活用する。

### （情報提供）

第7条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおおそれがある場合、会員に対し速やかに事故に関する情報を提供する。

### （総合調整本部の設置及び活動の調整）

第8条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおおそれがある場合、直ちに総合調整本部を設置し、情報の共有、防除措置状況等の周知に努めるとともに、会員がそれぞれの立場で相互に連携を推進し、迅速、的確な防除活動を実施するための必要な活動の調整を行う。

- 2 防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣する。

### （排出油等防除活動の実施）

第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者、又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施する。

- 2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施する。
- 3 会員である民間防除機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施する。
- 4 各会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもと実施する。

### （求償事務）

第10条 防除活動に要した費用の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

(訓練)

第111条 地区協議会は、排出油等事故発生時における会員の防除活動を訓練するため、毎年1回以上訓練（図上訓練を含む。）を行う。

(災害補償)

第112条 防除活動を実施したものが、そのために死亡し負傷し、若しくは病気になるか、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めのあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関が当たるものとする。

(経費)

第113条 地区協議会の運営に必要な経費は、原則として会議の決議に基づき会員が負担する。

ただし、国、県、警察及び消防の各機関たる会員は、その負担を免除する。

(会計年度)

第114条 地区協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(協議)

第115条 本会則に疑義が生じた場合、又は本会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、定例会議又は臨時会議において協議し決定する。

(排出油等防除計画にかかる意見の提出)

第116条 地区協議会は、海防法第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合には、宇和海地区に係る海防法第43条の5第1項に基づき排出油防除計画について、海上保安庁に対し意見を述べるものとする。

(庶務)

第117条 地区協議会の庶務は、宇和島海上保安部が行う。

附 則

- 1 本会則は昭和56年10月6日から施行する。
- 2 第113条の負担は、市3万円、町村2万円、その他の会費は1万円とする。ただし、他の地区における排出油防除協議会にも加入する会員にあっては、この金額の範囲内において別途会長が定める。
- 3 第1条の一部を改正し、平成8年1月17日から施行する。
- 4 会則の一部を改正し、平成10年6月17日から施行する。
- 5 第113条の負担は、1会員につき6千円とする。
- 6 会則の一部を改正し、平成12年5月30日から施行する。
- 7 会則の一部を改正し、平成19年7月20日から施行する。

## 15-6 備後灘・伊予灘海域排出油等防除協議会連合会則（防災危機管理課）

（目的）

第1条 備後灘・伊予灘海域（今治、松山、吳及び尾道海上保安部の担任水域をいう。以下同じ。）において、大量の油又は有害液体物質の排出事故（油又は有害液体物質が排出されるおそれがある場合を含む。以下同じ。）による汚染又は汚染のおそれのある海域が、備後地区大量排出油等防除協議会、東予地区排出油等防除協議会、呉地区大量排出油等防除協議会及び松山地区排出油等防除協議会（以下「地区協議会」という。）のうち、二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合の防除活動を総合的に調整し、地区協議会会員がそれぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ適確な防除活動の実施に資することを目的とする。

（名称）

第2条 会の名称は「備後灘・伊予灘海域排出油等防除協議会連合会」（以下「連合会」という。）とする。

（業務）

第3条 連合会は、次の業務を行う。

- (1) 防除活動の連携の推進に関すること。
- (2) 排出油等防除に係る自主基準（マニュアル）の作成に関すること。
- (3) 排出油等防除に関する研修及び訓練の実施に関すること。
- (4) その他排出油等防除に関すること。

（組織）

- 第4条 連合会の会員は、各地区協議会とする。
- 第5条 連合会会長は、第六管区海上保安本部長とする。
- 第6条 連合会会長は、連合会を代表し会務を統理する。
- 第7条 連合会の事務局は、第六管区海上保安本部警備救難部環境防災課に置く。

（会議）

第8条 連合会の会議は、連合会会長、各地区協議会の会長（以下「地区会長」という。）及び同会長が指名する各地区協議会の代表者により構成するものとする。

なお、地区会長が指名する者は、原則として、地方自治体、民間企業及び漁業協同組合連合会からそれぞれ1名とする。

- 第9条 連合会会長は、前項に定めるほか会議に必要な者の出席を求めることができるものとする。
- 第10条 会議は、原則として、年1回開催するものとする。
- 第11条 会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 防除活動の連携の推進に関すること。
- (2) 連合会の事業計画に関すること。
- (3) その他連合会の重要事項に関すること。

（訓練）

第12条 連合会は、連携した防除活動を演練するため、原則として、年1回訓練を行うものとする。

第13条 前項の訓練は、海上における実働訓練又は机上訓練とする。

（情報提供）

第14条 連合会会長は、大量の油又は有害液体物質の排出事故による汚染又は汚染のおそれのある海域が、二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、地区会長に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

第15条 連合会会長から通知を受けた地区会長は、地区会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

（総合調整本部の設置等）

第16条 連合会会長は、前条第1項の情報提供を行い必要と認める場合には、備後灘・伊予灘海域排出油等防除協議会連合会総合調整本部（以下「総合調整本部」という。）を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な防除活動の調整を行うものとする。

なお、この場合にあつては、地区協議会の総合調整本部は設置しない。

- 第17条 総合調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、連合会会長又は同会長が指名する者とする。
- 第18条 総合調整本部の本部長は、各地区会長、広島県及び愛媛県の職員並びに防除活動を実施する地区会員が所属する機関の幹部職員とする。
- 第19条 連合会会長は、前項に定めるほか必要な者を本部長とすることができるものとする。
- 第20条 連合会会長は、総合調整本部を存続させなくなつたと認める場合は、速やかに総合調整本部を解散するものとする。

（防除活動の実施等）

第21条 地区会員である船舶所有者、石油関係企業等は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

- 第22条 地区会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 第23条 地区会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

（他の排出油等防除協議会連合会への応援依頼）

第24条 連合会会長は、備後灘・伊予灘海域において大量の油又は有害液体物質の排出事故による汚染又は汚染のおそれのある海域が、他の排出油等防除協議会連合会（以下「他の連合会」という。）の管轄海域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、他の連合会に対し排出事故の概要及びその他必要な事項を明らかにして、人員、資材及び船舶の現場派遣並びに施設の提供による応援の調整を求めることができる。

2 応援を行う他の連合会会員の防除活動に要した経費の求償及び防除活動のために受けた災害の補償については、所属の連合会会則に定めるところによる。

(備後灘・伊予灘海域外への応援のための出動調整)

第11条 連合会会長は、備後灘・伊予灘海域外において発生した大量の油等排出事故に関し、他の排出油等防除協議会等から応援の調整依頼を受け協力が必要と認められた場合には、地区協議会に対し必要な協力のための出動を調整するものとする。

2 連合会会長は、前項の規定により出動調整を行った場合、応援協力を求めた排出油等防除協議会等と調整を行うとともに、活動状況を把握し、その状況を各地区協議会に連絡するものとする。

(指揮系統)

第12条 地区会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもとに実施するものとする。

(求償及び災害補償)

第13条 防除活動に要した経費の求償及び防除活動に伴って生じた災害補償については、地区協議会の会則に定めるところによる。

附則

この会則は、平成10年6月13日から施行する。

附則

この会則は、平成19年7月3日から施行する。